

令和4年度 子育て世帯 生活支援特別給付金のご案内

本給付金の対象となっている方(申請の必要のない方)には、令和4年6月・7月に支給しました。
 本給付金がまだ支給されていない方で、**新型コロナの影響を受けて家計が急変するなど、収入が減少した方は給付金の対象となります。**期限までにご申請ください。

支給対象となる世帯

ひとり親

「ひとり親世帯」の支給対象者
 (①、②、③のいずれか)

① 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方
 (奈良県より令和4年6月に支給されました。)

② 公的年金等を受給していることにより、
 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方



③ **新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方**



ひとり親以外

「ひとり親以外の低所得の子育て世帯」
 の支給対象者(①、②のいずれか)

① 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者であり、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
 (吉野町より令和4年7月に支給しました。)

② 対象児童(※)の養育者であって、以下のいずれかに該当する方



※平成16年4月2日から令和4年3月31日生まれの児童・令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児(障がいをお持ちの児童は平成14年4月2日生まれ以降)

- ▶ 令和4年度分の住民税均等割が非課税の方
- ▶ **新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められる方**
 (家計急変者)

支給額

児童1人あたり
5万円

申請方法

申請用紙等をお送りしますので、支給対象者と思われる方は町民税務課までご連絡ください。
 氏名、住所、振込口座等をご記入のうえ、窓口までご持参もしくは郵送でご提出ください。

申請期限

2月28日(火)
 まで

◆お問い合わせ 町民税務課 子育て世帯特別給付金担当 NTT…Tel(32)3081[内線122] IP直通…Tel(39)9063

令和5年度の町民税・県民税(令和4年分所得に対する課税)から

適用される主な改正のお知らせ

1 非課税判定における未成年年齢の引き下げ

民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、令和5年度から1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳の方は、町県民税が課税されるかどうかの判定において未成年者に当たらないこととなりました。

未成年者

前年の合計所得金額

135万円以下の場合

課税されない

未成年者にあたらない方

前年の合計所得金額

38万円を超える(※)場合

課税される

※扶養親族がいる場合は、非課税となる合計所得金額の範囲が異なります。

未成年者の対象年齢

令和4年度まで **20歳未満**
(令和4年度の場合、平成14年
1月3日以降に生まれた方)



令和5年度から **18歳未満**
(令和5年度の場合、平成17年
1月3日以降に生まれた方)

2 住宅ローン控除の適用期間の延長等

住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)の適用について、令和4年1月1日～令和7年12月31日までに入居した方が対象となりました。所得税の住宅ローン控除の見直しに伴い、所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれない額を控除限度額の範囲内で翌年度分の町県民税(所得割)から控除する措置について見直しを行います。

◆町県民税における住宅ローン控除限度額

| 入居した年月 | 控除限度額 |
|----------------------------|-----------------------------|
| 平成21年1月～平成26年3月 | 所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円) |
| 平成26年4月～令和3年12月 (注1) | 所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円) |
| 令和4年1月～令和7年12月 (注2)(注3) | 所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円) |

(注1)住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%である場合に限る。それ以外の場合の控除限度額は、所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)。

(注2)令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、控除限度額は所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円)。

(注3)令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は、住宅ローン控除の対象外。

◆住宅ローン控除の控除期間

| 住宅の種類 | 入居した年月 | 控除期間 |
|-------------------|-------------------|------|
| 一定の省エネ基準を満たす新築住宅等 | 令和4年1月から令和7年12月まで | 13年 |
| その他の新築住宅 | 令和4年1月から令和5年12月まで | 13年 |
| | 令和6年1月から令和7年12月まで | 10年 |
| 既存住宅 | 令和4年1月から令和7年12月まで | 10年 |

※住宅ローン減税の特例が適用される要件等について、詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。

令和5年度 町民税・県民税申告のお願い 3月15日(水)まで

－ マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です －

令和5年度町県民税申告書の提出時期となりました。この申告は、みなさんの町県民税や国民健康保険税等を正しく算出する基礎となるだけでなく、所得証明・納税証明などの各種証明書発行にも重要なものです。申告期限3月15日(水)までに必ず提出をお願いします。

町県民税申告書は、申告が必要と思われる方には既にご送付しています。申告が必要な方で、届いていない場合は、町民税務課までご連絡ください。

※所得税の確定申告をする予定の方は、町県民税申告書の提出は必要ありません。

所得がなかった場合でも申告書の提出が必要な方

- ①国民健康保険に加入している方(保険税算定や軽減判定・高額療養費の判定に必要)
- ②後期高齢者医療保険に加入している方(保険料算定や軽減判定に必要)
- ③介護保険に加入している方(保険料算定に必要)
- ④福祉医療制度(ひとり親・身障・重・子ども)の受給者(受給資格判定資料に必要)
- ⑤精神障害者医療費助成制度の受給者(受給資格判定資料に必要)
- ⑥国民年金に加入している方(免除申請に必要)
- ⑦児童手当などの受給の認定を受ける方(判定資料に必要)
- ⑧公営住宅に入居している方(家賃決定に必要)
- ⑨こども園・保育園等園児の保護者(入園申請に必要)
- ⑩他の方に扶養されている方(扶養認定等の所得証明発行のために必要)
- ⑪所得証明・(非)課税証明の交付を必要とする方

*その他にも申告が必要な場合があります。

公的年金等を受給している方の申告

収入が公的年金のみで、支払額(複数ある場合は合計額)が400万円以下の方は確定申告が不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合や公的年金以外の所得が20万円を超える場合は、確定申告が必要です。

！ 確定申告が不要でも、以下の場合は町県民税に影響することがあるため申告が必要です。

- ▶「公的年金にかかる源泉徴収票」に記載のない各種控除(扶養、障害者、医療費、生命保険料等控除)がある場合
- ▶公的年金以外に所得(20万円以下)がある場合など

町県民税申告書の提出が必要のない方

- ▶所得税の確定申告をする予定の方
- ▶前年中の給与収入が1か所のみで、年末調整が済み、勤務先から吉野町役場に給与支払報告書が提出されている方(勤務先に提出状況をご確認ください。)ただし年末調整していない各種控除(扶養、障害者、医療費、生命保険料等控除)がある場合は申告が必要です。

令和5年度 町県民税申告 休日受付窓口の開設

町民税務課では、町県民税申告の受付を行います。町県民税の申告書の提出を予定している方は、ご利用ください。

(注) 所得税確定申告については、内容により対応できない場合があります。

日時 2月23日(木・祝)
3月 4日(土) いずれも9時～16時

場所 吉野町役場 1階 町民税務課